

水稻共済にご加入いただくと、損害防止事業が受けられます

NOSAI の 損害防止事業



水稻の種子消毒

各地域の特色を活かした方法で水稻の種子消毒を実施しています。
(共同作業による種子消毒実施、薬液の提供など)



電気柵設置の一部補助(獣害対策)

獣害対策のため、電気柵を設置した際にかかった資材購入費の3分の1
(5万円上限)を補助しています。

いもち病一斉防除、土壤診断、食味診断は令和7年度で終了しました

収穫後の備えに！ 保管中農産物補償共済

収穫後の農産物を、火災や自然災害、運送中の事故から守ります！

補 償 対 象

農業共済に加入し、倉庫等の建物に保管中・出荷のため運送中の水稻等。(他人から預かった農産物は補償の対象外です)



補 償 タイ プ

Aタイプ…収穫後から出荷までの期間(120日間)
Bタイプ…通年保管する方向けの1年間

※水稻共済とは別にお申込みが必要となります。

農業経営のさまざまなリスクに対応！ 全国で加入者10万超！



「もしも」に
そなえる、
あなたへの
エール。
**収 入
保 険**

- 全ての農産物をカバー
- 平均収入の8割以上を確保
- 国の手厚い助成
- 営農継続の切り札「つなぎ資金」
- 安心の幅広い補償

青色申告の方は収入保険がおすすめです！

水稻共済に関するお問い合わせは、お近くのNOSAIまでお気軽にどうぞ！

- | | | |
|----------|-----------------|------------------|
| ■中央支所 | 山梨市小原東1333-1 | TEL 0553-22-5056 |
| ■南アルプス支所 | 南アルプス市小笠原1339-1 | TEL 055-282-0443 |
| ■北部支所 | 韮崎市藤井町駒井3206-1 | TEL 0551-23-1111 |
| ■富士支所 | 都留市つる5丁目2-21 | TEL 0554-45-6611 |



NOSAI 山梨

山梨県農業共済組合 本所 ☎055(228)4711

NOSAI

からの大切なお知らせです

必ずお読みください

令和8年産

水稻共済に加入しましょう

水稻を作付される方へ

水稻共済は自然災害や獣害、病虫害等により収穫量が減少した場合に共済金が支払われる、国の共済制度です。

加入申込みは、水田台帳整備、経営所得安定対策等交付金などの事務を一体的に行う共通の営農計画書「一体化帳票(※)」で行います。(※)令和7年度から3枚複写へ変更となりました。

近年、過去に例のないような甚大な気象災害などが全国各地で多く発生しています。

予期せぬ災害等に備えて、水稻共済に加入しましょう。



水稻共済加入申込欄ご記入の注意点

一体化帳票にて、水稻共済に加入するか否かの意思確認を行います。

前年水稻共済にご加入いただいた方は、水稻共済申込欄の「加入する」にあらかじめ「○」が、
また、前年の加入内容に「■」が印字されていますのでご確認ください。

未加入の方は空欄となっていますので、加入する場合は「加入する」に「○」を記入して、加入内容を選択してください。

提出期限 年 月 日 PAGE	申込(内容確認)日 年 月 日
※申込月日をご記入ください	
水稻共済に加入する場合は こちらにサイン又は押印のどちらかをお願いします。(複数ページある方は、1ページのみで可)	
申込者確認欄 サ農 濟 太 郎 は (印)	
掛金納入方法 □口座振替 □現金 確定申告 ✓青色 □白色 □無	
掛金の納入は原則口座振替となっています。ご協力ください。 (職員による現金の集金業務は廃止しました)	
農業所得について、申告の種類を選択してください。(任意)	

NOSAIでは農家の皆様が災害にあった際の一助となるよう、より高い補償(最高補償割合+一筆半損特約有+共済金額第1位)での加入をお願いしています。

※方式等を変更する場合は、現在印字されている所を二重線で消し、ご希望の箇所にチェックをして下さい。

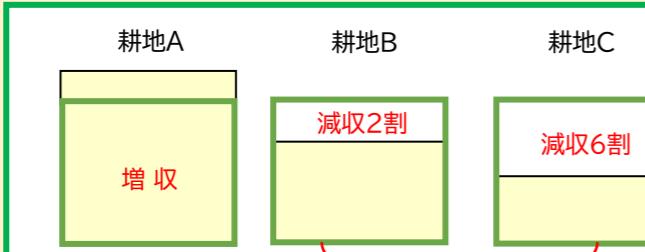
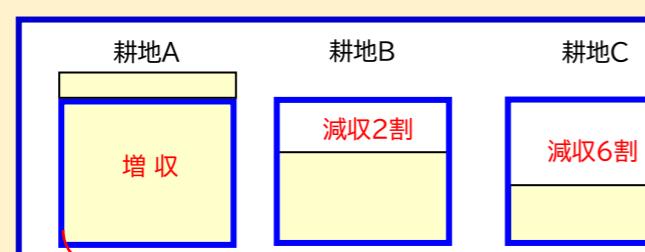
※印刷してある口座内容に変更・誤り等がある場合には、訂正してください。口座番号は7桁すべて記載が必要です。

「環境負担低減チェックシート」WEBで提出してください

農林水産省が「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取り組みを推進するため、
令和7年1月から、農業保険に加入している方にも「環境負荷低減のチェックシート」の提出をお
願いしています。詳しくは、別紙チラシをご確認ください。



加入方式と補償内容

方式	内 容	補償割合
半相殺方式	<p>耕地ごとの減収量の合計が農家の総基準収穫量の2割、3割、4割(補償割合によって異なります)を超えた場合に、共済金をお支払いします。</p>  <p>→ 耕地Bと耕地Cの現地調査結果により減収量を算定します。 なお、耕地Aの増収分は含みません。</p>	<p>8割 7割 6割 から選択</p>
地域インデックス方式	<p>市町村ごとの統計単収が、一定割合を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。</p> <p>→ 市町村ごとの統計単収を用いて、減収量を算定します。 そのため、局地的な被害では支払い対象となりません。</p>	<p>9割 8割 7割 から選択</p>
全相殺方式	<p>農家ごとの収穫量(増収を含む)を把握し、減収量が農家の総基準収穫量の1割、2割、3割(補償割合によって異なります)を超えた場合に、共済金をお支払いします。</p>  <p>→ 計量結果等による全耕地の実収穫量を用いて、減収量を算定します。 なお、耕地Aの増収分を含みます。</p>	<p>9割 8割 7割 から選択</p>
品質方式	<p>品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の9割、8割、7割を下回った場合に共済金をお支払いします。</p>  <p>→ 出荷資料や税務申告書類を基に収穫量と品質を把握し、減収量と生産金額の減少額を算定します。</p>	<p>9割 8割 7割 から選択</p>

※全相殺方式・品質方式へ加入するには、収穫量の把握に必要な書類を提出いただきます。
加入を希望される場合は、最寄りのNOSAIへご相談ください。
※収入保険に加入している方は、水稻共済には加入できません。

耕地ごとの大きな被害を補償! 一筆全損特例・一筆半損特約

いずれの方式でも、農家ごとの減収量の合計が一定割合を超えると、共済金は支払われません。一筆の深い被害に対応するため、すべての加入者に適用する「一筆全損特例」と、特約を付けることにより適用される「一筆半損特約」があります。

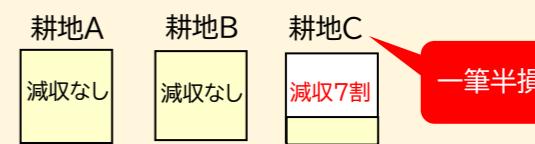
<一筆全損特例>

目視等で全損であると認められる耕地は、基準収穫量を減収量とみなして評価します。



<一筆半損特約>

目視等で5割以上の減収であると認められる耕地は、半損(5割減収)とみなして評価します。



*旧一筆方式では3割を超える減収部分にお支払いしていたことをふまえ、一筆全損特例では、該当耕地の基準収穫量の7割分(10割減収-3割減収)、一筆半損特約では2割分(5割減収-3割減収)を共済金としてお支払いします。

補償額(共済金額)と掛金の算定例

北杜市で主食用の水稻を栽培しています。

掛金はどのくらい?



- ・栽培面積: 10a
- ・基準収穫量: 500kg
- 1kg当たり共済金額は、第1位の250円を選択しました。

【掛金のめやす】 ※個人によって異なります	半相殺方式	地域インデックス方式	全相殺方式	品質方式
補償割合 (最高割合を選択した場合)	8割	9割	9割	9割
引 受 収 量	400 kg	450 kg	450kg	450kg
補 償 額 (共済金額)	100,000 円	112,500 円	112,500円	112,500円
共済掛金率	一筆半損特約 あり	0.180% (地域で異なります)	0.663%	0.760%
	一筆半損特約 なし	0.224%	0.643%	0.737%
共済掛金 国が50%を補助	一筆半損特約 あり	280 円	202 円	745 円
	一筆半損特約 なし	224 円	23 円	723 円
農家負担掛金 ①	一筆半損特約 あり	140 円	101 円	373 円
	一筆半損特約 なし	112 円	12 円	362 円
賦 課 金 (10a当たり) ②	260 円	130 円	260 円	260 円
掛金等 (①+②)	一筆半損特約 あり	400 円	231 円	633 円
	一筆半損特約 なし	372 円	142 円	622 円
				675 円